株式会社雅「(仮称)熱海南太陽光発電事業 環境影響評価 準備書」(経過措置対象案件)に対する勧告について

令和2年8月25日 経済産業省 商務情報政策局 産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) 熱海南太陽光発電事業 環境影響評価準備書」について、株式会社 雅に対し、環境保全の観点から勧告を行った。勧告内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、 その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所:福島県郡山市 原動力の種類:太陽電池

出 カ:8万キロワット

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価準備書>

| 環境影響評価準備書受理 (意見の概要等及び福島 | 令和2年 4月 1日 |
|-------------------------|-------------|
| 県知事意見も含む[注]) | рүнст тл го |
| 環境大臣意見受理 | 令和2年 6月15日 |
| 経済産業大臣勧告発出 | 令和2年 8月25日 |

(注)本事業の環境影響評価に係る手続は、環境影響評価法行令の一部を改正する 政令(令和元年政令第53号)の施行に伴う経過措置により、法の手続に移行 するにあたって電気事業法(昭和39年法律第170号)第46条の11に基 づく準備書の届出の際に、事業者が当該届出前に実施した環境影響評価に係る 書類(意見の概要等及び福島県知事意見)を併せて提出している。

問い合わせ先:電力安全課 沼田、小島

電話:03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1)事後調査について

- ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査 結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよ う客観的かつ科学的に検討すること。
- ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況 に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不 確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 周辺の他の事業との関係について

対象事業実施区域の周辺においては、他の事業者による条例に基づく環境影響評価手続を実施した太陽電池発電事業が計画されており、また、本事業の対象事業実施区域と当該他の事業の対象事業実施区域に挟まれた複数の住居が存在している。このため、本事業と当該他の事業の工事期間が重複する場合は、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有し、本事業と当該他の事業との建設機械の稼働による累積的な影響を考慮した工事計画とすること。

2. 各論

(1) 建設機械の稼働による粉じん等及び騒音に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居が存在しており、一部の住居の近傍において、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う土地の改変が計画され、建設機械の稼働に伴う粉じん等及び騒音の予測値が現況値から大きく増加することとなっている。

このため、散水や低騒音型の建設機械の採用等の発生源対策や工事工程の調整等の環境保全措置を確実に実施し、建設機械の稼働による生活環境への影響を極力低減すること。

(2)土地の安定性に対する影響

本事業は、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変が行われ、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に行う盛土が計画されている。

このため、本事業の実施による土地の安定性に対する影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 本準備書では土地の安定性に対する予測及び評価は2地点において実施 されているが、今後の詳細計画の検討に当たっては、関係機関と十分に調 整した上で、専門家等からの助言を踏まえ、本事業による土地の安定性に対する影響を適切に把握できるよう追加的な調査、予測及び評価を実施し、その結果に応じて、環境保全措置を検討・実施すること。また、評価書には、追加的な調査、予測及び評価の結果等を記載すること。

- イ 本事業の工事計画においては、のり高が特に大きい盛土や傾斜地盤上に 行う盛土が計画されていることから、土地の安定性が確保される勾配の決 定や工法の選択、排水溝や地下排水施設の設置等の適切な環境保全措置を 講ずること。また、評価書には、これらの環境保全措置の内容を具体的に 記載すること。
- ウ 本事業は長期間の稼働が予定されていることから、造成したのり面の監視や、排水施設等の維持管理を適切に実施すること。

(3) 動植物及び生態系に対する影響

- ア 対象事業実施区域は、コナラ林やアカマツ林等の二次林が広く存在し、 事業実施区域内及びその周辺では猛禽類の営巣が確認される等、里山の生態系が形成されている。本事業の実施は、大規模な森林の伐採や土地の改変を伴い動植物の生息・生育環境の消失及び攪乱が大きいものであるため、可能な限り現存の樹木を残置させる等、環境保全措置を確実に実施し、改変による影響を極力低減すること。
- イ 工事の実施前、工事中及び供用後において、動植物の生息・生育状況等 を適切に監視し、重要な動植物の生息・生育に重大な影響が確認された場 合には、専門家等の助言を踏まえ、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ウ 残地森林が確保されているものの、事業対象区域のうち改変区域が面積で約22%を占め、まとまった森林植生約87haが改変により消滅することになることから、次の事後調査の追加を検討し、検討した結果について評価書に記載するとともに、追加した事後調査については、1.総論(1)に従い、適切に実施すること。
 - ・大規模な自然環境の改変がもたらす影響が個体群や生態系にどのよう に影響している可能性があるのかを確認する事後調査
 - ・保全措置として消滅した分のどの程度までを緑化や植樹で代償できるのか、生態的にどこまで代償効果があるのかについて確認する事後調査
 - ・生態系の大規模な改変が個別種の生息環境にどの程度、どこまで影響 しているのか、予測評価した結果が妥当であるのかを検証する事後調 査

(4) 廃棄物等について

本事業は、太陽電池発電設備や防災調節池の設置に伴う大規模な森林の伐採や土地の改変、大量の太陽電池発電設備等の設置が計画されている。

このため、本事業の実施による廃棄物等の影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 発生抑制の徹底

工法の工夫等により、森林の伐採や土地の改変を可能な限り抑制すること。

イ 太陽電池発電設備の処分等

太陽電池発電設備の処分等に当たっては、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン(第二版)(平成 30 年 環境省)」等を確認した上で、適切な処分等の計画を検討すること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。